

(1)被災自動車を修繕した場合

令和6年能登半島地震における自動車税(種別割)の減免制度について

被災した自動車（軽自動車を除く）を修繕した場合に、要した修繕費用の額に応じて被災自動車に課税された令和5年度自動車税(種別割)について一部減免する制度です。減免を受けるためには申請が必要です。

1. 手続きに必要なもの及び申請期限

| | | |
|--------------|---|------|
| 要件および軽減される割合 | 修繕費用(※1)が5万円未満 | 減免なし |
| | 修繕費用(※1)が5万円以上25万円未満 | 1/4 |
| | 修繕費用(※1)が25万円以上 | 1/2 |
| 減免の対象となる税額 | 令和5年度自動車税(種別割)の年税額（月割課税の場合は月割額） | |
| 申請に必要な物 | ①申請書（災害関係）第68号様式 ②車の被災証明書またはそれに類するもの（被災者届出証明交付証明書等）の原本(※2) ③被災自動車の損壊状況がわかる写真(※3) ④被災自動車の車検証の写し ⑤修繕費請求書または領収書の写し（修理車両や修理内容が分かるもの） ⑥保険金の支払通知書の写し(支払いがある場合のみ) ⑦還付金振込口座申出書（口座振込による還付を希望する場合） ※本人名義の口座に限ります | |
| 申請期限 | 令和7年3月31日 | |

※1 修繕費用は、保険金等で補てんされる額を除いたもので判断します。

※2 被災された場所もしくは居住地の市町長、町内会長、民生委員のいずれかから証明を受けてください。証明を受けることが難しい場合は、本人による申立てで代用できます。

※3 登録番号(車のナンバー)が写った写真を含め、できるだけ複数枚提出してください。

■減免額の計算方法(参考)

自動車税(種別割)の年税額34,500円の自動車で 修理費用が30万円、保険金等の補てん額が0円 の場合

$$34,500円 \times 1/2 = 17,300円$$

年税額 軽減割合 減免額(100円未満の端数切り上げ)

2. お問い合わせ先・提出先

| 名 称 | 所 在 地 | 連 絡 先 |
|--------------------|--------------------------|--------------|
| 石川県総務部税務課 自動車税グループ | 920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 | 076-225-1273 |
| 石川県小松県税事務所 納税課 | 923-8515 小松市園町ハ108番地1 | 0761-23-1713 |
| 石川県金沢県税事務所 納税課 | 920-8585 金沢市幸町12番1号 | 076-263-8836 |
| 石川県中能登総合事務所 税務課 | 926-0852 七尾市小島町二部33 | 0767-52-6112 |
| 石川県奥能登総合事務所 納税課 | 929-2392 輪島市三井町洲衛10部11番1 | 0768-26-2304 |